

特定の電子取引に関する運用規定

第 1 条 取扱商品取引所並びに取扱銘柄

株式会社東京商品取引所の板合せザラバ取引

(金、金ミニ、ゴールドスポット、銀、白金、白金ミニ、プラチナスポット、パラジウム、バージガソリン、バージガソリンスワップ、ローリーガソリンスワップ、バージ灯油、プラッツバージ灯油スワップ、プラッツローリー灯油スワップ、プラッツドバイ原油、中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油、ゴム、とうもろこし、一般大豆、小豆)

なお、上記取引所を以下、「商品取引所」という。

第 2 条 取引種類

現物先物取引および現金決済先物取引とし、オプション先物取引および特定取引（スプレッド取引、ストラドル取引）は含みません。

第 3 条 電子取引システム「D-station」のサービス

取引系システム

D-station Presto：リッチクライアント版トレードツール

D-station：パソコン・タブレット WEB 版トレードツール

D-mobile：携帯電話 WEB 版トレードツール

D-touch：スマートフォン WEB 版トレードツール

情報系システム

DIAS (Pro)：リッチクライアント版情報ツール

電子取引システム「D-station」（以下、「本システム」という。）に取引口座を開設しているお客様は利用料金や入会金は必要ありません。

サービス利用可能時間 24 時間（本システムの更新処理時間を除く）

※本システムのサーバーメンテナンス等の作業日では事前に通知することなくサービスの停止をすることがあります。

第 4 条 本システムのアクセス方法

お客様のインターネット接続を確立した端末機器から当社指定のアドレス（ホームページ）または当社指定の専用ソフト（D-station Presto、DIAS(Pro)）よりお入りください。

第 5 条 利用可能な端末機器の仕様および動作環境

次に示す Windows OS につきましては、各 OS 毎の更新プログラムを最新の状態でご利用ください。尚、Internet Explorer につきましては、各 OS においてマイクロソフト社がサポートするバージョンでのみご利用頂けます。

また、次の環境下においても、ご使用機器の特性等による不具合発生の可能性もあり、完全作動を保証するものではありません。

D-station Presto

対象機器	パソコン
OS	Microsoft Windows 7・Windows 8.1・Windows 10
CPU	Core Duo 以上
メモリ	2GB 以上
画面表示	1280×1024 以上
ソフトウェア	Microsoft .NET Framework3.5 Adobe Reader
通信回線	ADSL/光回線等の常時接続 (10Mbps 以上) ※Wi-Fi 等の無線による通信環境は、サポート対象外となります。
その他	※タッチ操作には対応していません。 ※Windows 8.1 は、デスクトップ UI でご利用頂けます。 ※Windows 10 は、デスクトップモードでご利用頂けます。

D-station

対象機器	パソコン・タブレット
------	------------

	D-station (パソコン環境)	
OS	Microsoft Windows 7・ Windows 8.1・Windows 10	Mac OS X 10.9 Mavericks 以降
CPU	Core Duo 以上	Intel プロセッサを搭載した Mac
メモリ	2GB 以上	1GB 以上
ブラウザ	Internet Explorer 11 Google Chrome Microsoft Edge	Safari
通信回線	ADSL/光回線等の常時接続 (10Mbps 以上) ※Wi-Fi 等の無線による通信環境は、サポート対象外となります。	
その他	※タッチ操作には対応していません。 ※Windows 8.1 は、デスクトップ UI でご利用頂けます。	

	D-station (タブレット環境)		
OS	Windows 8.1・Windows 10	iOS7 以上	Android 4.4 以上
ブラウザ	Google Chrome	Google Chrome Safari	Google Chrome
その他	※Windows 8.1 は、デスクトップ UI でご利用頂けます。 ※横画面でご利用ください。		

	D-station (パソコン・タブレット共通環境)
画面表示	1024×768 以上
ソフトウェア	Adobe Reader

D-mobile

i-mode (NTT ドコモ)、EZweb (au)、Yahoo! ケータイ (ソフトバンク) 対応の機種

D-touch

iPhone (iOS 4.2.1 以上)、Android (Android 4.4 以上) 対応の機種

※Android 5.0 以上の OS は、Google Chrome でご利用ください。

DIAS(Pro)

OS	Microsoft Windows 7・Windows 8.1・Windows 10
ブラウザ	Internet Explorer 11 (Windows 7 以降)
画面表示	1024×768 以上
通信回線	ADSL/光回線等の常時接続 (10Mbps 以上)
その他	※タッチ操作には対応しておりません。 ※Windows 8.1 は、デスクトップ UI でご利用頂けます。 ※Windows10 でご利用される場合、デスクトップモードでご利用ください。

第 6 条 電子メールアドレスの登録

インターネット電子メールは、当社とおお客様の通信のためにひとつだけ登録していただく必要があります。おお客様が入会されたインターネットプロバイダ (接続業者) に電子メールの登録が必要です。

第 7 条 通知の方法

当社はおお客様に対して、インターネット電子メールを用いる方法、本システムの画面等へ表示する方法により通知または請求を行うことができます。

- 2 当社がおお客様に対して、インターネット電子メールを用いる方法により通知または請求を行うときは、おお客様にあらかじめ登録いただいた電子メールアドレス宛に当社が電子メールを発信したときに通知または請求の効力が生じるものとします。
- 3 前第 2 項の場合、当社が発信した電子メールが宛先不明等の理由により着信しなかった場合でも、おお客様に通知または請求が到達したものとみなします。

第 8 条 おお客様ご指定の金融機関の登録

当社からおお客様へ送金するために、おお客様が開設されている金融機関の口座をひとつだけ登録していただけます。ご指定できる金融機関は国内の銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫に限らせていただきます。

第 9 条 お客様から当社への現金振込先金融機関

お客様が当社に銀行窓口や ATM、インターネットバンキングからご入金される場合の振込先は、以下のとおりです。取引証拠金等をご入金される場合は、本システムで入金通知を行い、当社指定金融機関口座に必ず電信扱いにてお振込みください。

銀行支店名	三井住友銀行 日本橋東支店
口座種別	普通預金
口座番号	7 5 6 7 0 1 7
口座名	北辰物産株式会社 ホクシンブツサン（カ）

2 お客様がクイック入金サービスをご利用される際の当社提携先金融機関は、以下のとおりです。

クイック入金サービスは、本システムからのみご利用いただけます。

クイック入金サービスをご利用の際は、入金通知の必要はありません。

株式会社三井住友銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
住信 SBI ネット銀行株式会社
株式会社ジャパンネット銀行

第 10 条 お問い合わせ時間および本サービス利用時間

本システムおよびサービス内容に関する当社への電話等の問い合わせは当社営業日の以下の時間をお願いいたします。ただし、商品取引所の立会終了時間により変更になることがあります。

電話対応時間 8:00～翌 5:30（土日・祝日は除く）

電子メール対応時間 8:00～翌 5:30（土日・祝日は除く）

※プレミアムオンライン取引は、電話対応、電子メール対応いずれも、8:00～23:00（土日・祝日は除く）までとなります。（都合により 18:30 までとさせていただきます場合がございます。）

サービス利用可能時間 24 時間

※5:45～7:30、15:40～16:05 はシステムメンテナンス作業のためご利用になれない場合がございます。

※本システムのサーバーメンテナンス等の作業日は事前に通知することなくサービスの停止をすることがございます。

第 11 条 注文の受付時間

注文の受付は本システムが利用できる時間内で受け付けいたします。

但し、新規注文発注時に有効期限を当日以降に指定されても、発注後の値洗い状況等により証拠金不足が発生する等注文可能金額に不足が発生した場合は、注文可能金額に不足が発生することとなった大引け後に当該未約定新規注文は取消となります。

※ 板合わせ直前の訂正・取消により、板合わせ価格が直前に変動することを防止するため、訂正・取消注文を原則として禁止するノンキャンセル・ピリオドが設定されています。

概要	板合わせ直前の 1 分間について、訂正・取消注文を原則として受け付けられません。
対象商品	全商品
対象時間帯	日中立会の寄付板合わせ 1 分前 夜間立会の寄付板合わせ 1 分前 夜間立会の引板合わせ 1 分前 ※日中立会の引板合わせは対象外、サーキットブレーカー解除後の板合わせ及び DCB 後の板合わせにおいても対象外。

第 12 条 注文の種類並びに執行条件

商品取引所の板合わせザラバ取引においては、次に定める注文の種類、約定条件とします。

注文の種類		約定条件等			
		略称	条件	種類	約定条件 (※2)
①	指値注文	指値	-	-	FaS
②	成行注文	成行	-	-	FaK (※3)
③	Market To Limit Order (最良気配値条件付注文)	MTLO	-	-	FaS
④	引成注文 (※4)	引成			FaK (※3)
⑤	引指注文 (※4)	引指			FaK (※3)
⑥	逆指値注文	逆指値	あり (※1)	指値	FaS
				成行	FaK
		SO		MTLO	FaS

※ 1 逆指値注文については、注文が有効となる条件を指定します。

※ 2 約定条件は、次のとおりです。

(1) FaS (Fill and Store) は、約定できる数量は約定し、残数量は注文として残る条件のことで。

(2) FaK (Fill and Kill) は、約定できる数量は約定し、残数量はキャンセルされる条件のことで。

(3) FoK (Fill or Kill) は、全量約定するか、全量約定できない場合はキャンセルされる条件のことで。

※ 3 本システムでは有効期限を発注時の営業日以降に設定されても、発注を行った当該セッションの引板合わせ時に約定しなかった場合は取消されます。

※ 4 夜間立会終了前の NCP (ノンキャンセル・ピリオド) に発注された引け条件付き注文 (引成注文・引指注文) につきましては、引板合わせの対象外となります。

第 13 条 注文の有効期限

お客様が有効期限を指定して委託される売買注文に関しては、売買注文が受け付けられた日からその日を含めて、直近の 7 営業日及び弊社が定める各銘柄の取引最終日とします。なお、金限日取引、白金限日取引については、弊社が定める期限とします。

各銘柄の取引最終日及び注文の有効期限は次のとおりです。

銘柄	新規	仕切
金、金ミニ、白金、白金ミニ	当月限納会日が属する 15 日 (休日である場合は、前営業日)	
ゴールドスポット、プラチナ スポット	注文の最長有効期限 売買注文が受け付けられた日の属する月からその月を含め 12 カ月後の月の最終営業日まで	
とうもろこし、一般大豆	当月限に移行する前営業日	当月限納会日が属する 1 日 (休日である場合は、前営業日)
上記以外の銘柄	当月限に移行する前営業日	当月限納会日が属する 15 日 (休日である場合は、前営業日)

※ 引成注文、引指注文においては、商品取引所で受け付けられた当セッションの引け板時のみ、有効となり、有効期限を当営業日以降に指定されても、商品取引所が当該注文を受け付けたセッションの引け板時に約定しなかった場合、取り消されます。

第 14 条 サーキットブレーカー (CB)

商品取引所の板合わせザラバ取引では、サーキットブレーカー (Static Circuit Breaker = SCB、以下「SCB」という。) と、「即時約定可能値幅」 (Dynamic Circuit Breaker = DCB、以下「DCB」という。) が採用されております。

- (1) 市場状況を勘案し商品取引所が必要と認めた場合に、SCB が発動されます。
- (2) 立会中 (板合わせ時は含まず) に DCB 外の価格で注文が対当した場合に DCB が発動し、当該注文を即時に約定成立させず該当する限月の立会いが 30 秒間中断されます。
- (3) DCB 中は注文受付を行い、板合わせから再開します。
- (4) DCB 発動中は立会開始前 (注文受付開始～寄板) と同様に新規・仕切・取消・変更注文は受け付けられますが、売買注文の約定はいたしません。
- (5) DCB 発動原因となった注文は取消となります。
- (6) DCB は基準値段を基に設定されます。尚、基準値段は原則として直近約定値段となります。

第 15 条 建玉枚数の制限

お客様が本システムを利用して委託する取引は、預り証拠金余剰額の範囲を超える売買注文や商品取引所が定める建玉制限枚数を超える売買注文はできません。

第 16 条 受渡しによる決済

現物の受渡しによる決済は「金（標準取引）」、「白金（標準取引）」のみ行っております。金または白金現物の受渡しを希望される場合および当月限納会日の属する月の 15 日以降も金または白金の建玉を維持されたい場合は、当社が定める期日までに売方であるときは倉荷証券を、買方であるときは総取引金額を差し入れていただきます。差し入れがなかったお客様に対しましては、当該日以降の立会いにおいて建玉をお客様の計算において転売または買戻しにより処分させていただきます。

- 2 前項の総取引金額は、当月限納会日の属する月の 10 日の帳入値段で算出した額を預託していただきます。
- 3 現受けを希望される場合、納会日前営業日 15：00 までに「適格有価証券の日本商品委託者保護基金への基金分離預託としての預託に関する同意書」（以下、「同意書」という。）を差し入れていただきます。なお、本条第 1 項に定める期日までに現受けにかかる総取引金額の差し入れがあっても、同意書の差し入れがない場合、納会日前営業日 15：00 以降に建玉をお客様の計算において転売により処分させていただきます。
- 4 受渡しによる決済について、本運用規程に定めのない事項については、東京商品取引所が定める準則その他の規程に従うものとします。

第 17 条 取引証拠金等の受払い

本システムを利用して行う取引において、取引証拠金等の受払いは金融機関を介して行います。ご入金については、準則第 13 条第 2 項の規定に基づいて「証拠金預り証」を発行いたしません。お客様の預り証拠金の残高は、本システムの取引口座照会画面で確認していただくものとします。

- 2 取引証拠金等を出金される場合は、当日の 15：45 までに本システムで出金依頼を受付けられたものについて、翌営業日にお客様の指定金融機関口座に振込みいたします。それ以降の出金依頼については翌営業日の受付けとなります。
- 3 本条第 2 項にかかわらず、出金依頼をいただいた後、値洗いの悪化、売買取引、取引証拠金等の増額等により出金可否判定時刻（出金日 7：15）に出金可能金額が出金依頼金額を下回った場合、当該出金依頼は取消させていただきます。

第 18 条 充用有価証券等の取扱について

充用有価証券等を取引証拠金等として利用されるお客様は当社 D-station サポートセンター宛にご連絡ください。所定の有価証券入庫に関する書類を郵送いたします。

- 2 お客様は前項の書類に必要事項をご記入・ご捺印の上、当社 D-station サポートセンター宛まで送付ください。倉荷証券の差し入れを行う場合は、当社指定の書類と共に倉荷証券を書留郵便にて送付してください。その際に書留郵便の控えを大切に保管してください。なお、紛失等の事故が生じた場合は、当社は一切責任を負いません。
- 3 倉荷証券の場合、当社が受領したときに、有価証券の場合、所定の手続きが完了したときに入庫処理をいたします。
- 4 有価証券がお受けできない場合または差し入れ書類に不備があった場合は返送いたします。
- 5 充用有価証券等の返却を希望される場合は、当日の 15：45 までに本システムにて出庫依頼を受付けます。有価証券の返却については、本システムでの出庫依頼と所定の書類を当社に差し入れることによって行います。倉荷証券の返却については、4 営業日以内にお客様に国内特殊貨物便にて保険を付して返送いたします。なお、本券をご確認後に同封の領収証に必要事項をご記入・ご捺印の上、D-station サポートセンター宛にご返送ください。15：45 以降の出庫依頼については翌営業日の受付けとなります。

第 19 条 委託手数料

本システムをご利用の売買取引の委託手数料は別途当社が定める金額とします。

商品取引所ザラバ取引の日計り取引は、1 計算区域内（前日の夜間立会（16：30～翌 5：30）+当日日中立会（8：45～15：15））を対象とします。

第 20 条 売買報告書および売買計算書の「仮委託手数料」並びに「仮差引損益金通算額」

お客様が本システムを利用して売買取引を行った場合は、当社から売買報告書および売買計算書を送付または電磁的な方法により交付いたしますが、準則第 19 条第 1 項に係る「値洗損益金通算額」、「仮委託手数料」、並びに「仮差引損益金通算額」の表示金額は、未決済の建玉すべてについて、本書作成日の帳入値段で仮計算した「値洗損益金通算額」に当社の定めた「仮委託手数料」並びに「仮差引損益金通算額」を算出しております。

お客様が取引口座の残高情報を確認される場合は、本システムの取引口座照会画面で確認していただくものとします。

第 21 条 本システムの口座情報表示項目について**(1) 発注時必要証拠金**

未約定新規注文を約定したものとみなし、既存建玉と合算した必要証拠金のことをいいます。

(2) 出金・出庫・受渡依頼中金額

出金・出庫依頼金額および受渡にかかる総取引金額の合計額をいいます。

(3) 出金・出庫可能額

値洗が益勘定の場合は、受入証拠金の総額から値洗損益金通算額、発注時必要証拠金、出金・出庫・受渡依頼中金額を控除した金額、値洗が損勘定の場合は、受入証拠金の総額から発注時必要証拠金、出金・出庫・受渡依頼中金額を控除した金額をいいます。

※受入証拠金の総額とは預り証拠金合計額から値洗損益通算額および売買差損益金を加減した金額をいいます。

(4) 注文可能金額

受入証拠金の総額から発注時必要証拠金、出金・出庫・受渡依頼中金額を減じた額をいいます。

(5) 現金証拠金の出金依頼可能金額

計算方法は以下のとおりとなります。

A. 有価証券の預託がない場合**1. 値洗損益通算額に益金が発生している場合（値洗損益通算額＞0）**

$$\frac{\text{受入証拠金の総額} - \text{値洗損益通算額}}{\text{発注時必要証拠金} + \text{出金依頼中金額} + \text{受渡依頼中金額}}$$

2. 値洗損益通算額に損金が発生している場合（値洗損益通算額＜0）

$$\frac{\text{受入証拠金の総額} - (\text{発注時必要証拠金} + \text{出金依頼中金額} + \text{受渡依頼中金額})}{\text{発注時必要証拠金} + \text{出金依頼中金額} + \text{受渡依頼中金額}}$$

B. 有価証券の預託がある場合**1. 値洗損益通算額に益金が発生している場合（値洗損益通算額＞0）且つ有価証券の預り証拠金が発注時必要証拠金と出庫依頼中金額の合計額を上回っている場合（有価証券の預り証拠金＞発注時必要証拠金+出庫依頼中金額）**

$$\frac{\text{現金預り証拠金} + \text{売買差損益金}}{\text{出金依頼中金額} + \text{受渡依頼中金額}}$$

2. 値洗損益通算額に益金が発生している場合（値洗損益通算額＞0）且つ有価証券の預り証拠金が発注時必要証拠金と出庫依頼中金額の合計額を下回っている場合（有価証券の預り証

拠金<発注時必要証拠金+出庫依頼中金額)

(有価証券預り証拠金-発注時必要証拠金-出庫依頼中金額) + (現金預り証拠金+売買差損益金) - (出金依頼中金額+受渡依頼中金額)

3. 値洗損益通算額に損金が発生している場合(値洗損益通算額<0)且つ有価証券の預り証拠金が発注時必要証拠金と出庫依頼中金額の合計額を上回っている場合(有価証券の預り証拠金>発注時必要証拠金+出庫依頼中金額)

(現金預り証拠金+売買差損益金+値洗損益通算額) - (出金依頼中金額+受渡依頼中金額)

4. 値洗損益通算額に損金が発生している場合(値洗損益通算額<0)且つ有価証券の預り証拠金が発注時必要証拠金と出庫依頼中金額の合計額を下回っている場合(有価証券の預り証拠金<発注時必要証拠金+出庫依頼中金額)

(有価証券預り証拠金-発注時必要証拠金-出庫依頼中金額) + (現金預り証拠金+売買差損益金+値洗損益通算額-出金依頼中金額-受渡依頼中金額)

付則

本規定は、平成 16 年 5 月 1 日より施行する。

本規定は、平成 17 年 2 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 17 年 5 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 18 年 2 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 18 年 7 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 18 年 9 月 25 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 19 年 4 月 16 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 19 年 7 月 24 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 20 年 1 月 4 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 20 年 5 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 20 年 11 月 10 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 21 年 1 月 5 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 21 年 3 月 2 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 21 年 5 月 7 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 21 年 10 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 22 年 1 月 12 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 22 年 2 月 26 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 22 年 4 月 30 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 22 年 6 月 3 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 22 年 9 月 21 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 22 年 10 月 27 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 23 年 1 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 23 年 5 月 25 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 23 年 7 月 6 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 23 年 8 月 8 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 23 年 9 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 24 年 3 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 24 年 4 月 4 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 24 年 4 月 25 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 24 年 5 月 18 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 24 年 8 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 24 年 8 月 7 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 24 年 9 月 27 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 24 年 11 月 5 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 24 年 12 月 21 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 25 年 2 月 12 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 25 年 5 月 13 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 25 年 6 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 25 年 11 月 11 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 25 年 11 月 27 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 25 年 12 月 16 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 26 年 4 月 9 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 26 年 7 月 22 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 26 年 8 月 5 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 26 年 12 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 26 年 12 月 2 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 27 年 1 月 14 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 27 年 4 月 4 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 27 年 4 月 20 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 27 年 5 月 7 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 27 年 5 月 16 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 27 年 9 月 15 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 28 年 1 月 12 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 28 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 28 年 5 月 27 日より一部改正施行する。
本規定は、平成 28 年 9 月 20 日より一部改正施行する。
本規定は、平成 28 年 11 月 21 日より一部改正施行する。
本規定は、平成 29 年 3 月 21 日より一部改正施行する。

本規定は、平成 29 年 3 月 23 日より一部改正施行する。
本規定は、平成 29 年 4 月 12 日より一部改正施行する。
本規定は、平成 29 年 5 月 8 日より一部改正施行する。